附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年三月十九日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十四年四月三十日までは、第一条の規定による改正前の重油及び粗油等の関税割当制度に関する省令第三条の規定による証明書の有効期間の延長に係る申請及び同省令第四条の規定による証明書の分割に係る申請については、なお従前の例による。

告　示

○金融庁告示第七号

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、次のように告示し、同法の施行の日（平成二十四年四月一日）から適用する。

平成二十四年二月十五日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第一条　平成十年金融監督庁大蔵省告示第九号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「昭和五十六年法律第五十九号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改める。

第二条第一項中「物品又は物件」を「物件」に、「規則第十七条の三第二項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第十条第二項第十八号に掲げる」に改め、同条第二項中「この条」を「この項」に、「すべてを」を「全てを」に改め、同項第一号中「規則第十七条の三第二項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第十条第二項第十八号に掲げる」に改める。

第三条第七号中「物品若しくは物件」を「物件」に改める。

（長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第二条　平成十年金融監督庁大蔵省告示第十号（長期信用銀行法施行規則第四条の五第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく長期信用銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十七年法律第百八十七号」の下に「。以下「法」という。」を加え、「同法」を「法」に改める。

第二条第一項中「物品又は物件」を「物件」に、「規則第四条の五第二項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第十条第二項第十三号に掲げる」に改め、同条第二項中「この条」を「この項」に、「すべてを」を「全てを」に改め、同項第一号中「規則第四条の五第二項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第六条第三項第十三号に掲げる」に改める。

第三条第七号中「物品若しくは物件」を「物件」に改める。

（信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用金庫又は信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第三条　平成十年金融監督庁大蔵省告示第十一号（信用金庫法施行規則第六十四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「物品又は物件」を「物件」に、「規則第六十四条第五項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる」に改め、同条第二項中「この条」を「この項」に、「すべてを」を「全てを」に改め、同項第一号中「規則第六十四条第五項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「法第五十三条第三項第十七号又は第五十四条第四項第十七号に掲げる」に改める。

第三条第六号中「物品若しくは物件」を「物件」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第四条　平成十年金融監督庁大蔵省告示第十二号（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく信用協同組合又は信用協同組合連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「物品又は物件」を「物件」に、「規則第四条第五項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる」に改め、同条第二項中「この条」を「この項」に、「すべてを」を「全てを」に改め、同項第一号中「規則第四条第五項第十一号イからハまでの要件をすべて満たす契約に基づいて行われる」を「中小企業等協同組合法第九条の八第二項第二十一号に掲げる」に改める。

第三条第六号中「物品若しくは物件」を「物件」に改める。

（保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件の一部改正）

第五条　平成十年大蔵省告示第二百二十八号（保険業法施行令第四十条第一号等の規定に基づく生命保険募集人に係る制限が適用されない場合等を定める件）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「（前項各号に掲げるものを除く。）」の下に「及び法第九十八条第一項第十二号に掲げる業務に係る運用資産（貸借対照表のリース投資資産勘定に計上されるもの（同号イに規定するリース物件を使用させるために必要となる付随費用の額が当該リース投資資産勘定に計上されない場合にあっては、当該付随費用を含む。）に限る。）」を加える。

（保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号及び第四十六号並びに第二百十条の七第二項第二十五号の規定に基づき保険会社等の子会社が営むことができる業務等を定める件の一部改正）

第六条　平成十年金融監督庁大蔵省告示第十四号（保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号及び第四十六号並びに第二百十条の七第二項第二十五号の規定に基づき保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を定める件）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「物品又は物件」及び「物品若しくは物件」を「物件」に改める。